

国による中小企業政策の効果と課題

— 広島県下を対象として —

M031523 青 芝 寿 枝

1. 研究の目的と背景

日本の事業所の9割以上を占める中小企業部門は、多様な多数派である。中小企業部門の担う役割は、経済的側面のほか、雇用、教育等の側面がある。また、独占に対する勢力として経済民主主義の担い手でもある。

その中小企業部門を対象とした政策が中小企業政策である。中小企業基本法（以下、基本法）が99年に改正され、地方公共団体の責務も変化したが、現在のところ、国が立案し地方が実施するという役割分担に大きな変化はみられない。本研究では、国による一律的な中小企業政策が、地域においてどのような効果と課題があるのかについて検討を行った。

先行研究では中小企業政策の課題について、基本法改正前には、中小企業の捉え方、政策のあり方、政策理念そのものが時代にそぐわない等であった。基本法改正後には、既存の中小企業に対する支援の必要性や、国の一律的政策の効率と効果に対する疑問などがあげられる。

2. 地域の中小企業政策の効果分析の試み

「事業所・企業統計調査」のデータをもとに、都道府県別の開・廃業率を試算すると地域差があり、事業所数の増減にも地域差があることがわかった。これらの差は、90年代に国全体で進出した産業構造変化が地域でどのように作用したかが影響していると考えられる。

また、都道府県別に地域の事業所に占める中小企業創造活動促進法（以下、創造法）の認定企業の出現率を算出したところ、ここでも地域差が認められた。これをM. ポーターの立地の競争優位の決定要因ダイアモンドをヒントに、4要素8要因から分析を試みた。しかし、強い相関を示す要素は見つけられなかった。現在進められている産官学連携についても、事例研究では連携による効果が報告されているが、立地数割合では相関が認められず、数よりも「関係性」が重要と考える。

以上のことから、中小企業政策の成果の一部である開・廃業率、創造法認定企業数割合は全国で同様ではなかった。中小企業政策は地域の持つ資源や課題にあわせ、地域で独自性を持って展開することが重要であろう。そのためには、今以上に地域の現状を把握し、コーディネートできる機能を持った機関が必要である。

3. ケース・スタディー-広島県下-

2004年度広島県では新産業の創造、既存産業の持続的発展、雇用労働環境整備の3点を施策の柱として商工労働施策が立案・実施されている。

広島県では、国の中小企業政策に強弱をつけて商工労働施策として実施されていることが明らかになった。また新潟県の産業労働施策を広島県の商工労働施策と比較整理したところ、広島県同様、新潟県でも国の中小企業施策に強弱をつける形で産業労働施策が実施されていることがわかった。

地方においては、国庫補助金による使途限定の財源と、都道府県の商工費の8割を貸付金が占めていることから、独自施策実現の余地が少ない。

4. 客体（中小企業家）の要望と政策比較

日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会、全国中小企業団体連合会という4つの中小企業団体を選択し、政策要望を国の中小企業政策のカテゴリに合わせて分類した。そこから、1) 国の中小企業政策を超えた要望が多いこと、2) 項目によって要望数に差があること、3) 団体間に相違があることがわかった。

中小企業政策の枠内において、政策主体と客体の間で見られたずれは、今ある施策の拡充、または反対といった方向性の違いであった。このずれは、政策について主体・客体および市民・学識者が協働で政策立案・検証するプロセスを策定することで減少するのではないか。

中小企業の自助努力で解決し得ない課題については、中小企業政策は必要である。より良い政策の立案・実施・検証のためのプロセスとして、政策主体と客体・地域を巻き込んだ青森県の「政策マーケティング」の事例が参考になる。

5. おわりに

地域の中小企業政策の課題として、国と地方との関係、社会における中小企業の役割の認識、中小企業政策の力点の置かれ方があげられる。

これらの課題を解決するひとつの方法として、国は中小企業憲章や基本法の前文で中小企業政策の精神について示し、地方は行政・中小企業家・地域市民・学識者が地方の中小企業政策立案・検証に参画することが考えられる。その有効なプロセス、有効な支援については今後の課題である。